

# 小笠原村下水道事業経営戦略

団 体 名 : 小笠原村

事 業 名 : 下水道事業(特定地域生活排水処理事業)

策 定 日 : 平成 29 年 3 月

計 画 期 間 : 平成 28 年度 ~ 平成 37 年度

## 1. 事業概要

### (1) 事業の現況

#### ① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成17年度 (11年)	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	法非適用
処理区域内人口密度	4.48人/km <sup>2</sup>	流域下水道等への 接続の有無	特定地域生活排水処理事業 のため無し
処 理 区 数	特定地域生活排水処理事業のため無し		
処 理 場 数	特定地域生活排水処理事業のため無し		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	内地から1,000kmという超遠隔離島のため、広域化・共同化の実施は困難である。また、本事業については人口密度の低い地域のため、投資効果及び経済効果の高い浄化槽による処理を実施している。		

\*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。  
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中核都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。  
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

#### ② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	給水管口径 φ20mm以下 基本使用料 1,242円/～10m <sup>3</sup> 累進使用料 172円/11～20m <sup>3</sup> 、189円/21～30m <sup>3</sup> 、248円/31～60m <sup>3</sup> 、291円/61～100m <sup>3</sup> 、334円/101～200m <sup>3</sup> 、442円/201m <sup>3</sup> ～ 処理区域、処理方式(ゴミプラ・浄化槽)に関係なく同一の使用料体系を採用している。				
業務用使用料体系の 概要・考え方	給水管口径 φ25mm以上 基本使用料 1,728円/～10m <sup>3</sup> 累進使用料 172円/11～20m <sup>3</sup> 、189円/21～30m <sup>3</sup> 、248円/31～60m <sup>3</sup> 、291円/61～100m <sup>3</sup> 、334円/101～200m <sup>3</sup> 、442円/201m <sup>3</sup> ～ 処理区域、処理方式(ゴミプラ・浄化槽)に関係なく同一の使用料体系を採用している。				
条 例 上 の 使 用 料 *2 (20m <sup>3</sup> あたり) ※過去3年度分を記載	平成25年度	2,205 円	実 質 的 な 使 用 料 *3 (20m <sup>3</sup> あたり) ※過去3年度分を記載	平成25年度	3,596 円
	平成26年度	2,646 円		平成26年度	3,842 円
	平成27年度	2,970 円		平成27年度	3,790 円

\*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m<sup>3</sup>あたりの使用料をいう。

\*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m<sup>3</sup>を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

### ③ 組織

職 員 数	2名
事業運営組織	無し

#### (2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	父島において平成27年度から3カ年契約で包括的民間委託を実施。コミュニティプラント(処理場・ポンプ場・管路)と浄化槽を併せて委託することにより、経済性を高めている。
	イ 指定管理者制度	無し
	ウ PPP・PFI	無し
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	無し
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	無し

\*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

\*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

#### (3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

別紙、経営比較分析表のとおり

## 2. 経営の基本方針

小笠原村では汚水の適正処理を行うことにより、『生活環境の保全・自然環境の保護』を務めることを目標に、生活排水処理施設整備を進めており、コミュニティプラントと浄化槽を併せた下水道普及率は父島・母島ともに、ほぼ100%を達成し、公共水質保全に大きく貢献しています。

父島の行政区域の大部分についてはコミュニティプラントにより処理を行っていますが、本事業については、父島の第二集落として位置付けられている扇浦・小曲地域のコミュニティプラント区域外の個人設置の浄化槽の適正管理を目的に、市町村設置型の浄化槽事業として平成16年度に小笠原村浄化槽条例を施行・事業を開始し、平成17年度より供用を開始しました。

小笠原村の良好な自然環境を維持していくうえで排水処理施設の適正な管理は欠かすことはできません。汚水処理費用は本来、使用料収入により賄うこととされていますが、本事業の処理区域内人口は200人程度であり、本土から1,000kmの超遠隔離島という地理的条件に加え、塩害・台風等の厳しい自然条件により、企業会計として収支のバランスを取ることが困難な状況となっており、一般会計からの繰入金に頼らざるを得ない状況にあります。赤字分すべてを使用料の料金改定により解消することは現実的ではありませんので、全体経費のうち維持管理費分を使用料で賄える料金改定を平成25年度から平成27年度の3か年で段階的に実施してきました。また、委託業務の見直しなど維持管理費の削減を進め、一般会計からの繰入金の縮減を図り、今後とも経営の健全化を推進していきます。

## 3. 投資・財政計画(収支計画)

### (1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

### (2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たったの説明

#### ① 収支計画のうち投資についての説明

平成17年5月に供用を開始してから、既存の個人設置の浄化槽について順次村への移管を実施し、平成24年度をもってほぼ終了した。今後は合併処理浄化槽処理区域内の新築物件への対応や、小規模集落地域の複数戸接続による効率的な浄化槽整備を推進していく。また、事業規模が小さく、住民の建築計画に大きく左右されてしまうため、処理区域内の建築需要についての確に把握することにより、計画的な整備に取り組んでいく。

② 収支計画のうち財源についての説明

処理区域内人口は平成17年度の事業開始当初では120人程度だったところ、村事業による扇浦分譲地事業による住宅・宿泊施設の増加や、民間アパートの増加もあり、平成28年度には200人を超える規模となっている。また、平成23年に小笠原諸島が世界自然遺産に登録されたことによる観光客数の増、平成25・26年度に扇浦分譲地の第二次募集により販売された区画の住宅の建築も進んでおり、平成28年7月には定期船おがさわら丸の新船が就航されたこともあり、今後も処理区域内の人口及び観光客数については増加傾向になると見込まれるため、料金収入についても増加傾向を見込んで積算を行っている。

浄化槽整備に対する収入の確保については、処理区域の建設需要を的確に把握し小笠原諸島振興開発事業計画において実施することにより、確実に歳入を確保できるよう計画的に事業を進めていく。

職員人件費並びに浄化槽整備費のうち一般財源部分及び村債借入に伴う元利償還金については、一般会計からの繰入金に頼らざるを得ない状況となっているが、平成25年度から平成27年度の3か年をかけて段階的に使用料の料金改定を実施したことにより、繰入金については縮減が図られており、引き続き経費削減を徹底し、健全な運営を行っていく。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

職員給与費については、担当職員の2名によりコミュニティプラント事業を兼務して行っており、コミュニティプラント事業75%・浄化槽事業25%の人員費割合とし、最低限の人員により効率的に行っている。

また、コミュニティプラントの施設維持管理業務と合わせて行っている浄化槽の運転管理・保全管理業務の外部委託については、平成27年度より性能規定・複数年契約による包括的な契約方式に変更したことに伴い、委託料については若干の増額となっているが、電気代・水道代・薬品代が受託者負担としたため、維持管理費の縮減を図っている。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

\* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

\* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	内地から1,000kmという超遠隔離島という地理的条件のため広域化・共同化の検討は行っていない。また、本事業については人口密度の低い地域のため、浄化槽による処理を実施しており、高い投資効果・経済効果を得られている。
投資の平準化に関する事項	本事業開始以前に個人で設置された浄化槽については、適切に維持管理を行いつつ、計画的に更新を行うことにより投資の平準化を図っていく。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	村内に高い公共サービスを提供可能とする技術やノウハウを蓄積した事業者が存在しないため民間の活力の導入については一部に限られるが、村職員と運転管理・保全管理を受託業者と連携し、技術力の向上を図り、設備の延命化に取り組んでいく。
その他の取組	特になし

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	平成25年から平成27年の3か年をかけ料金改定を実施しており、今後も経費削減等を徹底することにより、健全な運営を図っていく。
資産活用による収入増加の取組について	特になし
その他の取組	特になし

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	平成27年度より包括的民間委託を導入済み
職員給与費に関する事項	収支計画に反映済み
動力費に関する事項	収支計画に反映済み
薬品費に関する事項	収支計画に反映済み
修繕費に関する事項	収支計画に反映済み
委託費に関する事項	収支計画に反映済み
その他の取組	特になし

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	本経営戦略については進捗管理(モニタリング)を行うとともに、5年に一度見直し(ローリング)を行います。また、収支計画と実績との乖離が著しい場合においても見直しを行うこととし、現状を的確に反映することにより、今後の経営健全化・効率化に取り組んでいく。
---------------------	--